

◎障がい者を取り巻く現状等に関する各委員意見

1. 障がい者を取り巻く現状等について		
項目	委員名	意見
○障がい者差別に関することや障がい当事者とその家族などの関係者が日常生活や社会生活において困っていることなどに関し、把握したこと。	芳野委員	○障がい児向けの放課後サービスなどの充実はあるが、中学校を卒業すると利用できずに、そうした人たちの居場所や仕事を終えた後の居場所がない。ただ、行政サービスだけを充実させてもそれを利用する親が子供を預けっぱなしにして、子供と向き合っていないのではないかと心配している。
	中瀬古委員	○障害者差別解消法の理解が進んでいないため、具体的に踏み込んだ啓発がされなければ共生社会の中で非常に生きづらい。
		○バスやタクシーを利用する際、事前予約でなく、いつでもすぐに利用できるように。
		○駅に障がい者用の駐車場がない。（松阪駅 乗降用にも）
		○楽しみに行ける娯楽施設が限られている（入口が階段・備え付の机やいすであると車いすが通れない）。
		○障がい者スポーツについて語られるが、障がい者用トイレはあっても更衣室がない。
		○現在住んでいる地域で住み続けたいので、親亡き後の相談ができる場が必要
		○医療的ケアが必要な子を持つ場合、その子の兄弟共に家族で出かけるにも制限があり、兄弟の遠足に行けないことがある。（場所によって）
		○障がい者差別解消という言葉自体が差別されているように感じる。
	○宿泊を断られたことがある。	
岡野委員	○私の娘は脊髄損傷の障がい者であるが、美容師として働いている。健常者と同じように扱ってほしいと常に言っている。車いすに乗っていると、「別な人」という視線が気になるようである。障がいの違いはあっても同じ人としてみてほしいということだと思う。子どもは無邪気に「どうして車いすに乗っているの」と聞くそうだが、大人も同じように率直に聞いてほしいと言っている。別な人としてみるのではなく、同じように対話することでわかりあえるということではないか。	
	○娘は、ユニバーサルデザインやバリアフリーが当たり前になってほしいと言っている。車いすで使いにくいのは、ホテルのじゅうたん。見ばえのいい石畳。スーパーなどの障がい者優先駐車スペースに健常者が平気で駐車していることはやめてほしいと言っている。	

◎障がい者を取り巻く現状等に関する各委員意見

1. 障がい者を取り巻く現状等について		
項目	委員名	意見
○障がい者差別に関することや障がい当事者とその家族などの関係者が日常生活や社会生活において困っていることなどに関し、把握したこと。	岡野委員	○10月22日付け中日新聞の連載記事（平等だけれど理不尽）において、神奈川県在住の方が紹介された。 同記事では、車いす席はネット予約ができず、新幹線チケットを「みどりの窓口」で購入するのに列に並んで20分、予約の手続きに30分。予約確定までに30分。再び列に並び直してやっとチケットを手に入れるという実情が指摘され、窓口で優先案内をしてほしい、せめてチケットをもらう時には並ばなくてもいいようにしてほしいとの訴えが紹介された。この方は、「『みんな平等』というルールや制度は、実は不平等になりがち」、「人は一人ひとり違うので、多様性を前提に、さまざまな選択肢のあるシステムをつくる必要がある、それでも合わない人は出てくるので、個別に変更調整をしていくことが大切である」と指摘され、私もこの意見に同感である。
	倉本委員	○「合理的配慮」をしなければならないという強い意識の表れなのであろうが、障がい当事者や家族となんらかの話し合いをするときにあまりにも「合理的配慮」という言葉を多用することによって、当事者にとっては最低限の「合理的配慮」さえなされればそれ以上のことはやってくれないと感ずることがしばしばあるという。
	田中委員	○精神障がい（統合失調症、双極性障がい）の方が就労先で病気のことを理解されずに追い込まれている現状を聴かせていただいた（職場の管理者からの「退職するのであれば、引き留めないから」との発言で、病状が悪化した等）。
	木津委員	○（親）障がい者の親が高齢となり自分たちが死んでしまったら障がい者の子どもがどのように暮らしていくのか不安である。 （本人）障がい者本人が高齢となり介護が必要となった場合、現在の制度では介護と障がいの両立はできない。
	山内委員	○知的障がい者において、投票権の行使が難しい。（指さし、意思表示ができない） ○災害発生時の避難所に関して、不安を感じている。（特に知的障がい、情緒不安） ○デイサービス（日中一次預かり等）と比べて、ナイトサービスが大きく不足しているため、保護者の睡眠が確保できない。 ○社会活動（公共交通の利用等）において、サービスを提供する側の認識の低さ（例）バスの運転手が、障がい者（知的・内部障がい等）に対して昇降を急がせる ○低賃金による経済的自立への不安（障がいにより労働時間等に制限がある事への無理解・差別）

◎障がい者を取り巻く現状等に関する各委員意見

1. 障がい者を取り巻く現状等について		
項目	委員名	意見
○障がい者差別に関することや障がい当事者とその家族などの関係者が日常生活や社会生活において困っていることなどに関し、把握したこと。	藤田委員	<p>○参考人からの聞き取り調査により指摘された内容の多くは、把握している内容と一致している。</p> <p>○中学校への進学の際、特別支援学校への入学をやんわりと勧められた。（断りづらい状況と感じた）</p> <p>○障がい者差別の相談を気軽にすることが難しい。</p> <p>○企業経営者の障がい者雇用に対し“大変難しい”という先入観が多くみられる。</p>
	中森委員	<p>○車椅子利用者の駐車場に屋根やスペースの確保に不十分なところがある。</p> <p>○視覚障がい者にとって、交差点や駅のプラットホームなど外出時の安全環境対策が不十分である。</p> <p>○手話言語の県民への理解や研修が不十分である。</p> <p>○知的障がい者の高齢化に伴い、サービスの制度に課題がある。</p> <p>○移動投票所を活用し、障がい者利用施設で容易に投票（代理投票を含む。）できる機会の充実が必要である。</p> <p>○特別支援学校と一般小・中・高等学校の児童・生徒及び教育関係者の交流を拡大すべきである。</p> <p>○障がい者差別解消や関連する障がい児者福祉施設の相談窓口や支援サービスの窓口の一元化や充実が求められている。</p>

◎障がい者を取り巻く現状等に関する各委員意見

2. 障がい者差別の解消等に関する課題について		
項目	委員名	意見
○障がい者を取り巻く現状等を踏まえ、障がい者差別の解消や障がい者施策の充実にに向けた課題	芳野委員	○障がいを理由に不利益を感じないような社会にしていかなければならない。そのためには、行政があっせんして、広く話し合いができる場所が必要である。そのためにも、行政の相談窓口と、相談だけで解決しない場合のあっせん機関を設置する必要がある。あっせん機関には障がい者当事者も加えて、どこまでの権利回復が必要かを考える必要がある。
	中瀬古委員	○障がい者差別解消の文言を「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい」や「共に生きやすい」等に表現を変えないと、その時点で嫌悪感を抱き、反対意見に結びつく懸念がある（条例名の検討）。 ○障がい者に対しても、助言・あっせんをしていくような社会に向かっていくことが共に生きることに繋がっていく。 ○相談窓口等に集めた事例を検証するような、年に一度確認していく場が必要
	岡野委員	○多様性を認め合い、尊重するシステムの構築 ○公的支援（税金の投入は不可欠） ○（JDFの意見を踏まえ）障害者差別解消法では、相談体制や紛争解決の仕組みが非常に脆弱である。実効性を高めるという意味では、（相談体制や紛争解決の仕組みを盛りこむ）条例は不可欠 ○（JDFでの質疑応答を踏まえ）条例に障がい者の意見が反映されるようにする条項を盛りこむ。 ○（JDFでの質疑応答を踏まえ）大切なのは条例ができる過程。障がい者団体や他の様々な事業者が条例づくりに関わったところは、その後のフォローアップや、チェックも効きやすい。 ○（全日本ろうあ連盟の意見を踏まえ）職場での差別・合理的配慮の不提供がある。条例で補完を。 ○（JDFでの質疑応答を踏まえ）重度の医療的ケアの子どもをどうするか、福祉サービスと直結するような話をするのは難しいと思うが「皆が共に暮らせる県」といったことを政策的に応援することは、条例でも書き込めるのではないかと思う。 ○（三重県自閉症協会の意見を踏まえ）障がい者の投票しやすい環境整備は必要だと思う。（投票用紙の工夫など） ○（三重難病連の意見を踏まえ）職場での課題解決。就労しやすい職場環境づくり。

◎障がい者を取り巻く現状等に関する各委員意見

2. 障がい者差別の解消等に関する課題について		
項目	委員名	意見
○障がい者を取り巻く現状等を踏まえ、障がい者差別の解消や障がい者施策の充実に向けた課題	岡野委員	○（三重県知的障害者育成会の意見を踏まえ）障がいのある人が、同じ地域に住む子たちと同じように体験、経験をつんでいけるようにすることが大切である。
		○（三重県精神保健福祉会の意見を踏まえ）精神障がい者は、長らく雇用算定率の対象とされておらず、平成30年度にようやく義務化されることになったが、就労支援が今も大きな課題である。統合失調症については、まだまだ理解が進んでいない。三重県知事から人格否定の扱いをなくすメッセージの発信を。
		○（三重県障害者団体連合会の意見を踏まえ）条例づくりにあたっては、他県のものを参考にしながら三重県らしいものをつくる。
		○（三重県障害者団体連合会の意見を踏まえ）条例では「障がいのあるなしにかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らすことのできる社会の実現」をめざす。
		○（三重県障害者団体連合会の意見を踏まえ）公共施設を整備する際は、障がい者からの意見聴取を行う取組をすすめる。
倉本委員	田中委員	○障害者差別解消法の順守は当然のことであるが、順守をしてもなお配慮をする側の個人であれば能力、企業等であれば経営体力等によりできる配慮というものには自ずから差が生じ、その差をなくすということは事実上困難である。重要なのは「最低限の配慮をした、だからこれでいいんだ」ということではなく、常によりよい環境というものを求め続ける姿勢と仕組みが必要なのではないかと感じる。そのちょっとした踏み込みがあることによって差別をされていると感じるかそうでないかを感じるケースも多いように思える。また、当然のことではあるが障がいの種別によっても必要とされる配慮は異なり、さらに言えば個々人すべての人にこうすればいいという正解は存在しないのではないか。そこで必要なのは最低限度の配慮をした後、いかに寄り添える仕組みを社会として作り出すかということがもっとも重要なことなのではないかと考える。
		○特に、精神障がいや内部障がい等の外見からは分かりにくい障がいについては、それを社会が理解しやすい環境を整備する必要性を強く感じている。
		○障がいの種類にもよるが、障がい者本人よりも親の意見を障がい者の意見とする傾向にあるのではないか。
木津委員		

◎障がい者を取り巻く現状等に関する各委員意見

2. 障がい者差別の解消等に関する課題について

項目	委員名	意見
○障がい者を取り巻く現状等を踏まえ、障がい者差別の解消や障がい者施策の充実に向けた課題	山内委員	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲が自信をもってサポートできる環境整備 ○社会のあらゆる場面における差別解消・支援の啓発 ○障がい者の“声”を引き出す環境整備 ○ハード・ソフト両面の潜在的なバリアーを積極的に発見する仕組み（アプローチ型バリアフリー）づくり（→自発能動型のサービス提供の競争・促進） ○インクルーシブ教育の更なる推進（子ども参加型、交流の推進） ○様々な理由により、合理的配慮の提供が困難なケースに対する事例の集積及びバリア解消に向けた調査・研究体制 ○“障がい”ではなく、個性であるとの価値観の普及と、個性を理解（発見）する機会の提供
	藤田委員	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者への差別解消は社会の側の課題であることの認識が重要 ○課題は具体的な所にあるため、その点を配慮した条例の制定が必要 ○“何をもって差別と判断するか”については明確でない部分があり、この点は今後深めていく必要がある。そのための仕組みについての配慮が必要 ○幅広く気軽に相談ができ、その問題が解決できる体制を作る必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ①市町と県との役割に配慮しつつ、連携のとれる総合的な体制とする事 ②その相談内容とその結果について検証出来る体制とする事 ○障がい者についての正しい知識の発信や、交流の機会を作る事により理解を深める啓発活動を進める事が必要
	津田委員	<ul style="list-style-type: none"> ○相談センターや学校に対して、明らかな差別というよりも、お互いのコミュニケーション不足や受け止め方によるフラストレーションを感じた障がい者また保護者が多いように思えた。相談員のスキルの向上、事例の積み上げ等相談業務の充実が大切 ○県内視察の企業では、インフラ整備の年間計画、社員対応マニュアルや民間団体発行の資格取得をうながしている等の取組があった。そのような取組を県が支援できる制度が存在すればいいのと思う。

◎障がい者を取り巻く現状等に関する各委員意見

2. 障がい者差別の解消等に関する課題について

項目	委員名	意見
○障がい者を取り巻く現状等を踏まえ、障がい者差別の解消や障がい者施策の充実に向けた課題	中森委員	<p>○障がい者関係施設に係る人材確保の充実が求められている。</p> <p>○「障がい者雇用率日本一」を目指す方針を打ち出してはどうか。</p> <p>○障がい者が三重県で「住みたい! 暮らしたい!」というような条例内容にしたい。</p> <p>○「差別解消」という条例より、障がいのある人・ない人すべての人のための条例にしたい。</p> <p>○児童福祉法の改正により、平成30年3月末(平成29年度中)までに、福祉型障がい児入所施設において、18歳以上の入所者がいる障がい児施設においては、加齢児の退去が喫緊の課題となっているが、定数を変更せず維持することは施設側においては困窮している。</p> <p>○障がい者の地域移行に関して、グループホームの建設に県民の理解が求められる。また重度の障がい者やその家族にとって、施設入所の継続と施設の充実を求める希望がある。</p> <p>○以下の3点を県が目指すべき方向性に。 (ア) 三重県内すべての県民は、県庁舎をはじめすべての県有施設に赴くことができる。 (イ) 三重県内すべての県有施設や観光地には、車イス使用者のトイレが存在し、利用できる。 (ウ) 三重県内のすべての障がいのある人もない人も、避難所へ安全に避難ができる。また、必要により特別の支援を要する福祉避難所への移動が可能である。</p>